

議案第1号

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
について

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年1月22日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（市長及び副市長の給料額の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 8 令和3年2月1日から同年3月31日までの間における市長及び副市長の給料額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から市長にあっては同条の規定による額に100分の30を乗じて得た額を、副市長にあっては同条の規定による額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。